

五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年11月17日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

上下水道局（下水道事業）

3. 監査の期間

令和4年3月1日～令和4年3月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
労働基準法第36条に基づく労使協定を締結せずに時間外勤務を命じている。公営企業である下水道事業は、労働基準法第33条第3項により官公署の事業から除外となっているため、時間外勤務を命ずるには、この協定を締結し労働基準監督署に届け出なければならないことになっている。適正な事務処理に努められたい。	令和4年11月1日付けで労働基準法第36条に基づく労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ました。 今後は、適正な事務処理に努めます。